

# 入国(帰国)時に税関に提出していただく書類の記入例

入国(帰国)の際、「携帯品・別送品申告書」のA面に必要事項を記入の上、税関に提出してください。

次に掲げる方は、B面も記入してください。  
 免税範囲を超える方  
 別送品のある方(引越荷物を含む。)  
 銃砲・刀剣類をお持ちの方  
 商業貨物・商品サンプルをお持ちの方  
 持込が制限されている物品をお持ちの方

この例では、成人の方1名と同伴家族である6歳未満の乳幼児1名が、ワイン(750ml)3本、ウイスキー(750ml)1本、紙巻たばこ200本、香水1オンス、ハンドバッグ1個10万円、指輪1個12万円、腕時計1個5万円、乳幼児用衣類5着20万円を持ち帰った場合です。

この例では別送品が1個ありますので、税関が確認印を押印して1通を返却します。別送品の通関手続きに必要となりますので、大切に保管してください。また、税関では、申告された方に有利になるように免税範囲を最大限に活かして、免税となる品物を選択し、税金の計算を行います。

この場合の納付する税額は次のとおりです。

酒 税 額	: 100円
関 税 額	: 9,000円
合 計 額	: 9,100円

税目ごとの合計額では、100円未満は切り捨てられます。

同時に税関検査を受ける同伴家族がご記入の場合には、代表者がご記入ください。

税関で確認が必要な事項ですので、必ずお答えください。

(A面) 税関様式C第5360号  
**携帯品・別送品 申告書**

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。

搭乗機(船舶)名/出発地: 便 (出発地)

入国日: 2007年4月1日

氏名: フリガナ ゼイカン ハナコ  
 税関 花子  
 〒 000-0000  
 住所(滞在先): 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1  
 tel: 0120(461)961  
 職業: 会社員  
 生年月日: 19xx年12月31日  
 旅券番号: A0000000  
 同伴家族: 20歳以上0名 6歳以上20歳未満0名 6歳未満1名

※以下の質問について、該当する口に「✓」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ

日本への持込が禁止又は制限されている物(B面を参照)  はい  いいえ

免税範囲(B面を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など  はい  いいえ

商業貨物・商品サンプル  はい  いいえ

他人から預かった荷物  はい  いいえ

\*上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入願います。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか? はい いいえ

はい  いいえ

\*「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸入届出書」の提出が必要です。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?  はい (1個)  いいえ

\*「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。税関で確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に免税範囲の確認に必要となりますので大切に保管してください。

《注意事項》  
 海外で購入されたもの、預かってきたものなど、本邦に持ち込む携帯品については、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。税関検査にご協力ください。また、申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為があると、処罰されることがありますので注意してください。ご協力ありがとうございました。

(B面)

A面より、記入してください。《申告は正確に!》  
 (ご不明な点がございましたら税関職員へお尋ねください。)

入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。

(注) 個人的使用に供する購入品等に限られ、外市価の合計額が1万円以下のものは記入せず。また、別送した荷物の詳細についても記入してください。

酒 類	4	本
たばこ	紙巻	200
	葉巻	本
	その他	本
香 水	1	オンス
その他の品名	数 量	価 格
ハンドバッグ	1	100,000円
指輪	1	120,000円
腕時計	1	50,000円
乳児用衣類	5	200,000円

\*税関記入欄

日本への持込が禁止されているもの  
 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど  
 けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品  
 ガイフ小などの爆発物や火薬、化学兵器の原材料  
 紙幣、貨幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品  
 わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど  
 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

日本への持込が制限されているもの  
 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類  
 ワシントン条約により輸入が制限されている動物及びその製品(ワニ・ヒョウ・クマ・象牙・ジャコウ・アザミなど)  
 事前に検査確認が必要な生きた動物、肉製品(ステーキ・ジャッキー類を含む。)、野菜、果物、米など  
 \*事前に動植物カウンターでの確認が必要です。

免税範囲  
 ・酒類 3本(760ml/本)  
 ・外国製紙巻たばこ200本  
 \*20歳未満の未成年者は酒類とたばこの免税範囲はありません。  
 ・香水 2オンス(1オンスは約28ml)  
 ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物(入国者の個人的使用に供するものに限る。)  
 \*6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税なりません。  
 \*海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)で

酒類  
 免税範囲を超える酒類1本が課税されます。この場合税額が少ないワイン1本が課税されます。(酒税額:150円)  
 ・未成年の方は、免税になりません。

たばこ及び香水  
 免税範囲内です。

その他  
 指輪、時計及び乳幼児用衣類が免税となり、免税範囲を超えるハンドバッグが課税されます。(関税額:9,000円)  
 ・6歳未満の子供は、子供本人の使用に供すると認められる物品以外は、免税になりません。  
 計算例  
 100,000円(海外市価) × 0.6 = 60,000円(課税価格)  
 60,000円 × 15% (税率) = 9,000円(税額)

日本への持込が禁止又は制限されていますので、よくお読みください。

入国(帰国)の際に携帯せずに郵送などの方法で別送った手荷物がある方は、必要事項を記載の上、2通税関に提出してください。

入国後に、別送品の申告はできませんので、忘れずに!

入国(帰国)時に持ち込む個人的な私用に供するもの以外の商業貨物や商品サンプルには適用されません。

・携帯して持ち込むものと別送品と両方がある場合には、両方を合算します。

ご不明な点は、税関職員にお尋ねください!